社会保障論評23-014号 (作成日:2023年9月27日)

「「壁」解消、一時しのぎ 増す不公平感」 朝日新聞2023年9月26日付朝刊3面」

- 「岸田文雄首相は解消に取り組むとしていた「年収の壁」問題への対策を週内に決定する と明らかにした。企業への助成金創設などが柱だが、「一時しのぎ」にとどまるほか、新 たな不公平感を生む恐れもある」との記事であるが、この問題は、23·012号でも論じた。
- 喫緊の課題であるが、社会保障審議会年金部会の対応は、驚くほどに悠長である。2023年 9月21日に部会が開かれた (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_230921.html)が、もはや政権案は示されている。2ケ月の空白の夏休みをしている場合ではなかった。
- 議事録の公表はまだだが、2023年9月22日付朝日朝刊4面「「年収の壁」議論始まる 保険料減免、慎重意見も」に模様が報じられている。まず、従業員101人以上の企業で20時間以上働く場合に扶養から外れて自分で社会保険に加入する「年収106万円の壁」である。
- これに対し厚労省が示した案(本人負担分の保険料を免除や減免する方法四つ)につき、「就労して負担能力があるのに、壁があるから本人の保険料を免除するのは理屈が立たない」「他の被保険者との間で不公平になる」といった意見が、相次いだというのである。
- そうした意見は、公平性や中立性からすれば当然であるが、年金部会に本来期待されているのは、あるべき姿の検討であろう。これに沿う意見の提示は、「週20時間未満(月8.8万円未満)の雇用者も含めた被用者保険の適用拡大が最適」とした是枝委員のみであった。
- さらに、適用拡大における企業規模要件を満たさない中小企業や個人事業所に係わる非適 用業種で働く第3号被保険者が直面する「年収130万円の壁」があるが、これについては、 厚労省も「被用者保険の適用拡大を一層加速化することが必要」としている状況である。
- ところが、政権案は「年収が一時的に130万円を超えても2年までは扶養から外れないよ うにする対応策」というのだから驚く。この案で優遇されるのは「扶養」の保護を受ける 労働者だけである。生計のために働く必要のある単身の労働者は置き去りになりかねない。
- こうした案につながるのは、全体的な視野が欠落しているからである。そもそも、適用拡大は、同じ労働者でありながら、厚生年金・健康保険の適用を受けられない労働者が大幅 に放置されてきた点の改善である。第3号問題に捉われて、本質を見失ってはならない。
- 愚策が実施されれば、企業は、第3号対象者のみの労働時間を増やし、第1号である労働者については、第2号にならないように、労働時間を抑制するであろう。これが、「適用拡大」の本旨にそぐわないことは明らかである。目先対応が本来趣旨を損なうことになる。
- 審議会委員には、目先対応ではなく、「大所高所から政策について意見を述べてもらう等の目的で、学識経験者から任命するとするものが多く見られます」とされているが、その期待に応えるべきであろう(https://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column030.htm)。
- 筆者自身の考えは、23-012号で論じたので、ここでは繰り返さない。ただし、目を向けるべきは、団体や家庭も含めた集団ではなく、日本国憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される」にいうように、「個々の国民」であることは指摘しておきたい。(以上)